

成年後見制度利用促進専門家会議
中間検証ワーキング・グループ
第4回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議
第4回 中間検証ワーキング・グループ
議事次第

日時 令和元年12月26日（木）13:58～16:00

場所 東海大学交友会館 朝日・東海・三保の間（35階）

1. 開会

2. 議題

中間検証に係る意見交換（制度の周知、不正防止の徹底と利用しやすさの調和）

3. 閉会

○新井主査 それでは、定刻前ですけれども、予定されている方が皆さんいらっしやったようですので、ただいまから「成年後見制度利用促進専門家会議 第4回中間検証ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、年末の大変御多忙の折、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

ワーキング・グループの主査及び第4回ワーキング・グループの主担当を務める新井です。

それでは、まず事務局より、本日の委員の皆様の出席状況について報告をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

本日は、検討テーマ4に係るワーキング・グループメンバー14名のうち、代理を含め13名の委員の皆様方が出席でございます。

代理として御出席の方を御紹介いたします。

伊東委員の代理として、倉敷市福祉援護課主幹 本城匡様。

○伊東委員代理 よろしく申し上げます。

○事務局 次に、河村委員の代理として、奥多摩町福祉保健課長の菊池良様に出席いただいております。

○河村委員代理 よろしく申し上げます。

○事務局 なお、本日、新保委員は欠席でございます。

また、中間検証ワーキング・グループ設置・運営規程に基づき、上山委員から出席希望の届け出がありましたので、本日、オブザーバーとして参加いただいております。

以上でございます。

○新井主査 それでは、お手元の議事次第に基づいて、議事を進めたいと思います。

議題は「中間検証に係る意見交換」です。今回のテーマは、制度の周知、不正防止の徹底と利用しやすさの調和です。

資料説明に入る前に、この意見交換の進め方についてですが、今回は、専門職団体の方から不正防止の取組も含めて5分以内、その他の委員の皆様から3分以内で御発言いただく時間を設けさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1「中間検証に当たっての主な論点」ということでございます。

本日のテーマは、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等ということで、論点を3つほど御用意しております。

まず、1点目、制度の周知に関してでございますけれども、任意後見、補助・保佐等の周知及び相談体制の強化について、どのような方策が考えられるか。また、どのような点に留意すべきか。

続いて、不正防止と利用しやすさの調和の点でございますけれども、2点目、現在の不

正の状況、各機関による不正防止の取組状況を踏まえ、不正防止をさらに徹底していくため、どのような方策が考えられるか。特に、移行型任意後見契約について、その運用状況や実態を踏まえ、どのような不正防止策が考えられるか。

3点目、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の普及や運用について、留意すべき点があるか。

以上でございます。

○新井主査 続きまして、資料2について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

資料2、制度の周知等の取組状況について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。本年5月にKPIを設定いたしましたけれども、その中で、制度周知につきましても、令和3年度末までに全ての市区町村で取り組むことを盛り込んでございます。

また、体制整備のための手引きでありますとか、市町村セミナーなどで、中核機関の役割・機能について周知しておりますほか、国による研修を実施しております。この研修の中では、任意後見制度についての内容も盛り込んでいるところでございます。

さらに、予算面では、自治体を実施する普及啓発事業に対する補助などを行っているところでございます。

2ページをお願いいたします。成年後見制度の利用者数ですけれども、平成30年12月末時点で22万人弱、そのうち任意後見の利用者数は約1.2%となっております。

3ページをお願いいたします。中核機関の広報機能に関する基本計画の記載でございます。

下線部の部分でございますけれども、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。

それから、中核機関は、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。

任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭に置いた活動となるよう留意する、といったことが記載されてございます。

4ページをお願いいたします。来年度政府予算案が今月20日に閣議決定されましたけれども、成年後見制度利用促進体制整備の関係予算につきましては、今年度3.5億円だったところが、来年度8.0億円ということになっております。

1の2つ目のポツで、後見人支援体制の強化でありますとか、受任調整の取組の推進を盛り込んでございますけれども、これについては2年間で限度とした補助となっております。

続きまして、5ページをお願いします。高齢者関係の予算でございます。

事業内容として、制度の利用促進のための広報・普及活動の実施。それから、制度の利

用に係る経費に対する助成がございます。

予算額は1972億円の内数ということで、令和元年度から若干の増額となっております。

それから、6ページをお願いいたします。同様に、障害者関係の予算でございます。

予算額でございますけれども、505億円の内数ということで、こちらも令和元年度から若干の増額となっております。

7ページをお願いいたします。中核機関等の整備状況ですけれども、ことしの7月1日時点で573、全市区町村の約3分の1程度となっております。

どのような広報活動を行っているかを下段に示してございますけれども、パンフレット等による周知が最も多く、ほか、住民向け、それから関係機関職員向けの説明会等が実施されているところでございます。

続きまして、8ページ以降は自治体の取組事例でございます。

8ページは、尾張東部権利擁護支援センターでございますけれども、住民向け、行政・専門職向けと対象を分けてセミナーなどを行っております。センターの自主企画のほか、外部からの依頼も受けておりまして、また、さまざまな広報媒体を利用して広報を行っているということでございます。相談実績も、1年間で4000件を超える状況ということでございます。

それから、9ページをお願いいたします。青森県鯉ヶ沢町の事例でございます。こちらは、住民向け、福祉関係者向けのほか、金融機関向けにも研修会を実施しているということが特徴かと思えます。

それから、10ページをお願いいたします。うらやす成年後見支援センターですけれども、こちらは市民後見人の養成講座を受講した方にサポーターになっていただいて、地域住民などへの普及啓発を進めている事例ということでございます。

それから、11ページをお願いいたします。これは、新宿区の成年後見センターでございますけれども、こちらは社会福祉協議会が法人として任意後見契約を締結するという取組を始めた事例でございます。事業内容として、定期的な見守り訪問であるとか日常的な金銭支払支援をあわせて行うとしてございます。判断能力が低下した場合には、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、社協が任意後見人として福祉サービスの契約手続や財産管理を行うといった取組でございます。

説明は以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

引き続きまして、資料3について、最高裁より説明をお願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 最高裁家庭局第二課長の宇田川でございます。

資料3をごらんいただけますでしょうか。私からは、今回のテーマである不正防止の徹底と利用しやすさの調和について、関連する統計数値を御紹介し、説明させていただきたいと思えます。

家庭裁判所としましても、成年後見制度を安心して利用していただき、かつ御本人にメ

リットを実感していただくためには、不正防止の徹底と利用しやすさの調和を図ることが非常に重要であると考えております。

まず、近年の成年後見人等による不正の状況と、後見制度支援信託・支援預貯金の利用状況について御説明します。資料をごらんください。青色の折れ線グラフで示しております数値は、各年の成年後見人等による不正についての報告件数です。平成26年に831件とピークを迎えましたが、翌年以降は減少を続け、平成30年には250件と、ピーク時の約3割にまで減少しております。

他方、オレンジ色と赤色の棒グラフをごらんいただきたいと思います。この棒グラフの部分は、後見制度支援信託の取り扱いが開始された平成24年以降、毎年、その年の12月末日までに後見制度支援信託または後見制度支援預貯金の契約をした成年被後見人及び未成年被後見人の数を累計した数値の推移を示したものです。後見制度支援信託等の累計の契約者数は増加を続けており、平成30年には約2万5000人となっています。

成年後見人等による不正の件数が減少している要因としては、不正防止に向けた家庭裁判所のさまざまな取組が一定の効果を上げているものと考えられますが、後見制度支援信託等の契約者数の増加に伴って、不正の件数が順調に減少していることからしますと、後見制度支援信託等の利用も、不正事案の発生の未然の抑止に大きく寄与しているものと考えております。

御承知のとおり、成年後見制度利用促進基本計画を受けて、一部の金融機関において後見制度支援信託に並立・代替する金融商品として、後見制度支援預貯金の取り扱いが平成29年7月から開始され、それ以降、後見制度支援預貯金の取り扱いを開始する金融機関が徐々に増加している状況です。ただ、地域によっては、後見制度支援預貯金を取り扱う金融機関がまだ少ないところもございます。さらに、後見制度支援預貯金を取り扱う金融機関が増えることで、成年後見制度の利用者にとっては、従前利用していた金融機関や、近くに店舗がある金融機関で後見制度支援預貯金を利用することができる可能性が広がります。

不正防止の徹底と利用しやすさの調和を図るために、関係省庁や金融機関の方々におかれましては、引き続き後見制度支援信託等を取り扱う金融機関がさらに増加するよう、取組を進めていただきたいと期待しております。

不正の件数は減少しているものの、件数はまだ相当数あり、被害も大きいものでございますので、最高裁判所としましても、引き続き家庭裁判所における不正防止に向けた取組を支援するとともに、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実に向けて、関係省庁等の取組に協力してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○新井主査 ありがとうございます。

次に、資料4について、法務省より説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房審議官 法務省大臣官房審議官、竹内です。

法務省からの御報告は、資料4、目次にございますとおり、成年後見制度の周知について、不正防止の取組の現状について、任意後見制度の利用状況に関する調査についての3点でございます。

2ページをごらんいただきますと、まず法務省における成年後見制度の周知といたしましては、主にパンフレット、ポスターの配布、インターネット広告、講演会、無料相談の実施の3点でございます。

まず、2ページにございますのが、パンフレット、ポスターの配布に関するものでございます。法務省では、成年後見制度を適切に利用していただけるように、制度の概要をわかりやすく説明したパンフレット及びポスターを作成いたしまして、これを各地の法務局、市町村役場、社会福祉協議会等の関係機関に配布するとともに、法務省のホームページに掲載するなどして、制度の周知に努めているところでございます。

3ページに行ってくださいと、インターネット広告の実施でございます。成年後見制度、それから成年後見登記制度の更なる周知を図るために、新たな広告手法といたしまして、平成30年12月から平成31年2月までの3カ月間でございますが、検索サイトGoogleにて、検索ネットワークというインターネット広告を実施しております。検索ネットワークと申しますのは、検索サイトのGoogleの検索画面において、例えば「後見」というワードを入れて検索した場合に、検索結果一覧の中に、資料の真ん中あたりの四角で囲ってございますが、この広告表示例のとおりを表示させて、この広告をクリックいたしますと、法務省のホームページ内の成年後見制度、成年後見登記制度のサイトに案内する仕組みになっております。

このインターネット広告の効果といたしまして、当省ホームページ内の「成年後見制度～成年後見登記制度～」のページの閲覧数が約5倍に増加したという結果が出ております。

4ページに行きますと、これが講演会、無料相談の実施に関するものでございます。法務省では、10月の第1日曜日に、毎年、全国一斉！法務局休日相談所を実施しております。本年10月6日に全国54カ所で無料相談会を実施いたしましたところ、2649人の相談者が訪れております。

また、この相談会にあわせまして、各種の講演会も行われておりまして、資料にありますとおり、東京法務局で実施した相談会にあわせて、任意後見制度について、及び成年後見制度についての講演会が行われるなど、成年後見、任意後見に関する講演会が全国4カ所で実施されまして、118人が参加されています。この無料相談会では、司法書士、土地家屋調査士のほか、公証人も66人の方が参加して、成年後見に関する相談も90件受けています。

5ページ以下が不正防止の取組の現状ということになります。

平成29年6月から9回にわたりまして、金融機関等による自主的な勉強会として、成年後見における預貯金管理に関する勉強会が開催されております。平成30年3月には、成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書が取りまとめられました。

6 ページに、勉強会で示された不正防止策として考えられる仕組みのイメージを示しております。この図をごらんいただきますと、⑤、真ん中あたりに記載しておりますように、大口預貯金口座から小口預貯金口座に、定期的に定額の送金をするを前提に組んでおりましたが、その後、定期的な定額送金サービスの導入が困難である金融機関が存在することが明らかになりました。このため、定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関においても提供可能な預貯金管理の仕組みを再度検討する必要が生じたわけですが、現在、先ほど申し上げた勉強会のフォローアップ会議が開催されておりますので、この点につきましては、この会議の中で検討される予定です。

7 ページへ行っていただきますと、今、若干説明が先走りしましたが、今後の予定ということで、1 つは、フォローアップ会議になります。また、この会議では、それに加えて、平成30年3月に取りまとめられました報告書において、中長期的な検討事項として整理されました、保佐・補助制度のもとでも利用できる預貯金管理の仕組みについても検討がされる予定であります。法務省といたしましても、引き続き関係省庁と連携して、金融機関の取組のフォローアップに努めてまいりたいと思っております

8 ページ以降が任意後見制度の利用状況調査ということになります。

9 ページをごらんください。専門家会議では、本年3月18日の第2回会議において、複数の委員の先生から、任意後見の適正な活用や、その実態調査の必要性について御指摘をいただいております。それを踏まえまして、5月27日の第3回専門家会議で、法務省のほうから、後見登記を行っている法務局、及び任意後見契約の公正証書を作成しております公証人に対して、任意後見制度の運用に関する調査を行うという御説明をいたしました。その後、法務省において調査を進めまして、本日、その結果について報告させていただきます。

まず、9 ページにあります調査の概要でございますが、今回の調査は、任意後見制度に関しまして、登記記録の分析による調査と、それから日本公証人連合会の調査を通じまして、公証役場における制度の利用実態の把握を行ったものであります。

登記につきましては、令和元年7月29日時点の登記記録を分析しております。

それから、日本公証人連合会の調査につきましては、平成30年10月及び11月の2カ月間の約1900件の任意後見契約を対象といたしまして、全国の公証人に対して、その内容に関するアンケート調査を実施いたしました。

10 ページに行っていただきますと、その調査の結果、得られた基礎データになります。

登記に関する基礎データになりますが、まず任意後見契約の登記件数でございますが、ここにありましており、12万962件でございます。令和元年7月29日の時点で、閉鎖登記は除いております。なお、本人死亡等により既に閉鎖されている登記件数ですが、※にあるとおり、2万458件となっております。

それから、閉鎖登記を除きます任意後見契約の登記件数のうち、任意後見監督人選任の登記がされている件数は、②のとおり、3510件です。

③、④は、平成30年を取り出しております。平成30年にされました任意後見契約の登記件数は、③のとおり、1万2599件です。そのうち、任意後見監督人選任の登記件数は658件となっております。

11ページに行っていただきますと、利用状況に関する具体的な調査結果になります。閉鎖登記を除きます、登記されている任意後見契約の約12万件につきまして、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査したのが11ページになります。平均年齢約80歳。最も件数が多かったのは83歳となっております。

12ページに行っていただきますと、任意後見契約の類型を調査した結果になります。新たに公正証書が作成されました任意後見契約に関する類型について、調査を行いましたところ、全体の4分の3を占めたのが、いわゆる移行型の任意後見契約。委任者が契約締結時から受任者に財産管理等の事務を委任いたしまして、自己の判断能力の低下後は、公的監督のもとで受任者に事務処理を継続してもらうという移行型の契約が4分の3であったということです。

残りのほとんどでございますが、いわゆる将来型の任意後見契約と言われるもので、将来、判断能力が低下した時点で、初めて受任者による保護を受けようとするものでございます。

あと、即効型というのが灰色で示しておりますが、これはほとんどありませんでした。即効型とここで言うておりますのは、任意後見契約締結直後に、公的監督のもとで受任者に事務処理を行ってもらうことを予定している契約を指しております。

13ページに行っていただきますと、任意後見受任者の属性に関する調査の結果でございます。新たに公正証書が作成されました任意後見契約に関する受任者の属性につきましてですが、全体の7割を占めておりますのが本人の親族で、次に多いのが専門職で、17%、約2割という結果が出ております。

14ページでございますが、任意後見監督人の選任状況でございます。任意後見監督人選任登記の有無の調査の結果でございますが、閉鎖登記事件を除く全事件のうち、任意後見監督人の選任登記がされている事件は、14ページの黄色い円グラフをごらんいただきますと、3510件、3%という結果が出ております。

次、真ん中でございますが、本人の死亡や契約の解除等によって登記が閉鎖された事件のうち、任意後見監督人選任登記がされている事件は22%でございました。

一番右ですが、本人死亡により登記が閉鎖された事件のうちで見ると、任意後見監督人選任登記がされている事件は34%であったという結果が出ております。

以上が法務省による調査結果の報告になります。

○新井主査 ありがとうございます。

引き続きまして、資料5について、金融庁より説明をお願いいたします。

○金融庁監督局銀行第一課長 金融庁の銀行第一課長の新発田でございます。

私からは、後見制度支援信託・預貯金の導入促進に係る取組について、御説明させてい

たきます。

資料5の1ページをごらんください。先ほど来議論が出ております後見制度支援信託・預貯金につきまして、ややおさらいめいたところがございますけれども、後見人による被後見人の財産の不正使用を防ぐという観点から、家庭裁判所の指示書により、被後見人の預金・資産を適切に管理行使をするという観点で、左にございます後見制度支援信託、2012年、平成24年から導入されてございます。

しかしながら、信託という商品でございますので、全国の支店で取り扱っていないために、相談したいときに不安があるとか、信託銀行がメインでございますので、今まで取引のなかった金融機関との取引なので抵抗感があるといった声がございますということで、預貯金という、より身近な口座を利用したスキームについて検討が進められ、昨年、後見制度支援預貯金というスキームが導入されたところでございます。

資料の2ページをごらんください。こちら、先ほどの最高裁からの御説明にもありました同じ表でございますけれども、これまでの累計の利用者数をグラフにお示したものでございます。青いところ、後見制度支援預貯金、昨年始まったばかりということで、利用者は多くございませんが、全体、信託・預貯金合わせたところで着実に利用実績が積み上がっている状況が見てとれるかと思えます。

3ページをごらんください。こちら、前回の本年5月の第3回専門家会議以降の私どもの取組について、お示ししているものでございます。私どもといたしましても、2018年12月末時点におきまして、アンケート調査を行いました。この時点で既に導入していると回答した金融機関は約12%というところでございます。他方で、これから導入を予定するという金融機関は43%ございました。合わせますと、55%の金融機関が今後導入する、しているという状況でございます。

4ページ目をごらんください。こちらは、この取組につきましてのKPIでございますけれども、本年5月に策定されました成年後見制度利用促進基本計画におきまして、先ほどのアンケート調査の結果を踏まえまして、2021年度、令和3年度末の後見制度支援預金・信託の導入目標として、下のほうですけれども、全預金取扱金融機関の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合で、50%というKPIを掲げてございます。

これは、ちょっとわかりづらいところがございますけれども、金融機関の数で比較するのではなくて、個人預金の規模も含めた残高ベースということで、加重平均することで、より導入・普及の実態を把握するような形で、こういうKPIとして設定してございます。

続きまして、5ページをごらんください。そこに向けて、どういうふうに取り組んでいるかということでございますけれども、私ども金融庁としまして、例えば全国銀行協会とか地銀協といったところと、定期的に当庁の幹部が金融機関の経営陣と意見交換する場がございます。こういうところで情報発信なり意見交換しておりますが、この場を活用いたしまして、後見制度支援信託・預貯金の導入促進について、金融機関のトップに要請して

ございます。

具体的な要請項目としては、以下のところがございますけれども、こういったものを具体的にお願いするというので、この機会を捉えてやっておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

引き続きまして、6ページをごらんください。字が小さくて大変恐縮でございますけれども、金融庁といたしましては、毎年、金融行政の方針というものを定めて公表しているところでございます。本年につきましても、利用者の多様なニーズに対する対応ということで、特に高齢者への対応ということで、後見制度支援信託・預貯金の普及、導入の促進というものを、私どもとしても重点テーマとして掲げているところでございます。

具体的な取組状況につきまして、今、まとまった数字はございませんが、7ページをごらんいただきますと、最近の新聞の記事で恐縮ですけれども、3メガバンクにつきましては、本年5月から6月にかけて、それぞれ成年後見制度支援預金を導入しております。

先ほど法務省さんのほうから、一部の銀行において定額送金ができないという御指摘があるということで、そこは事実でございますけれども、どんなところが対象なのかという点について、この場では申し上げませんが、少なくとも3メガバンクのようなところは、そういう問題はないと私どもとしては認識しておりますので、それ以外の金融機関について、御指摘いただいたような点につきまして、今後検討していく必要があると考えてございます。

こうした取組を私どもとしても着実に進めてまいりまして、KPIの設定が3月末時点でございますので、今回とっておりませんけれども、来年の3月末時点の調査を行いまして、またこの場で御紹介ができればと考えておりますし、その結果を踏まえまして、さらに改善を要するべき点がないかとか、あるいは課題がないかという点をきちんと把握して、私どもといたしましても普及の促進に努めてまいりたいと考えてございます。

金融庁からは以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

ここまでの説明で、何か御質問などがおありでしょうか。後のほうでも質問、議論の時間はとりたいと思っておりますけれども、もしここでということであれば、御質問いただいても結構ですが。

はい。

○土肥委員 どこでしたか、新しい不正防止の取組の検討をしているというところで、勉強会の報告書が資料4でしたか、第三者への通知が考えられる取引という言葉があったと思いますけれどもね。

○川口委員 資料4の6ページでしょうか。

○土肥委員 そうです。資料4の6ページに図が描いてあって、資金の流れの3つ目に、1回あるいは1カ月当たりの引出額制限や関係者の通知を行うことが考えられる取引ということで着色がされているところがあるのですけれども、これは何か具体的に、どういう

ことで、こういう記載がされているのかなというのが気になっておりまして、新しい不正防止策を検討されているという御趣旨なのでしょうか。

○法務省民事局民事法制管理官 それでは、私のほうからお答えしますが、この点につきましては、現在、何か具体的に新たな検討が進められているということではございません。現在の実務では、小口の預金口座から払い戻しを受ける場合につきましては、特段の制限がないところが多いと思いますが、小口の預金口座につきましては、相当額の残高があったりということもあり得ますので、オプションとして、そういった場合に、何らかの制限を設けるということもあり得るということでございます。

○土肥委員 ありがとうございます。

○新井主査 まだ質問があまりありませんけれども、ここでとりあえずの質問を出していただくのは終了とさせていただいて、後ほどまた質問、意見交換の時間をとりたいと思います。先に進めます。

それでは、これまでの説明を踏まえまして、これより委員の皆様から御発言をいただきたいと思っております。本日の発言順ですけれども、まずは専門職団体の委員の方から、不正防止の取組も含め、お一人5分以内で発言をお願いいたします。続いて、他の委員からお一人3分以内で発言いただきますが、まずは本人に近い立場にいらっしゃる委員、その後は座席順に発言をお願いいたします。

なお、委員の方から提出いただいた資料につきましては、資料6にございますので、適宜御参照ください。

それでは、初めに池田委員からよろしくをお願いいたします。

○池田委員 社会福祉士の池田恵利子です。

まず、制度の周知についてですが、任意後見、補助・保佐等の周知及び相談体制の強化については、地域包括ケアや地域共生の推進のためにも、例えば生活困窮者自立支援事業や生活保護の現場等を含む、ニーズのある住民の一番身近にある相談支援組織における、発見とつなぎ機能が最重要であることをもう一度確認していただければと思います。

特に、地域における独居高齢者等の増加を考えたときに、地域包括支援センターに位置づけられております地域支援事業として、権利擁護へのかかわりをより充実していくことを強くお願いしたいと思っております。

介護事業者や医療関係者等や地域の見守り事業等への周知を、地域包括支援センター等の職員が相談機関の最前線で行うことによって、本人の年金や生活保護等を活用して、医療・介護等の社会資源を適切に契約・利用していく、地域生活が続けられるという成年後見制度本来のメリットをしっかりと本人に伝えられると考えており、そのことによって初めて、補助や保佐の早期の利用が可能になると期待できると思っています。

また、任意後見制度に関して、公益社団法人日本社会福祉士会では、その現状と課題を検討中ですが、特に社会福祉士として、この制度を特徴的に考える大きなニーズを感じている部分があります。それは、相談において、当初から高齢者本人が任意後見契約という

ものを理解して相談に希望して来るという事案よりは、特に身寄りがない、あるいは頼れる親族がないという中で、今後の生活、先々の不安から相談を受け、また、その結果として任意後見契約が非常に重要であるということを説明する中で、締結につながるという事案が少なくないことです。

これは、3年前に破綻して大きな社会問題になった、日本ライフ協会と身元保証団体等の利用にも関係しますが、親族等にかわって責任を持ってかかわる法的キーパーソンを得ることができる、この成年後見制度ですが、高齢者自身がまだ十分理解できる状況にないという中で、実は大きな潜在的ニーズがあると考えています。このような状況は今後ますます増加するでしょうし、任意後見制度という公的なこの制度の利用に本来期待されるものだと考えています。公的な相談機関がしっかりと繋ぎ機能を発揮することが最重要と考えています。

一方、実はこのような事案の中には、資産が十分ある方ばかりではない場合もあり、契約した後、特に移行型の場合など、本人に判断能力の低下が見られても、積極的に後見人選任申立てにつながらない案件も時々見受けられます。これらは契約時に報酬の項目を入れても、後見人だけではなく、監督人に報酬を出さなければいけないという任意後見の中で、発効までの見守りを地域包括や中核機関が行う等の策を考えないと、適切な時期に監督人の申立てがされないという問題もあり、また監督人報酬の負担が難しいという方が申立てを発効すると監督人に報酬が発生するという一方で、ちゅうちょするという事案も少なからず見受けられることも指摘しておきます。

これらの問題については、実際に幾つか指摘を添付文書でもさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、不正防止と利用しやすさの調和についても、公益社団法人として「不正の防止や不適切な後見事務の是正への取組について」を追加して概況調査しております。その中で各都道府県社会福祉士会、ぱあとなあで、相談し合える場を設定したり、倫理についての継続的学習を続けていたり、定期的な面談と課題を抱えているケースへの助言など。そして、活動報告書とインシデントレポートを複数で確認し、情報共有し、年1回、被後見人等の財産目録、収支報告書の写しを提出させています。その中で提出期限がおくれたり、連絡がとりにくい会員に面談を実施したりしていることも御確認いただければと思います。

今後、家裁との連携のもと、複数後見や後見人の交代等がスムーズに行くような支援もしていくことになっています。リスクの高いケースについては、聞き取りや、不適切と思われる行為についての話し合い、また、処分が出たような会員の受任案件については、家裁と連携し、法人として監督人となるなども行っています。

最後に、専門職団体として積極的な支援として、個別案件の相談対応をしようとすればするほど、監督権限がない中でジレンマを抱えながら一生懸命取り組んでいるというところを読み取っていただければと思います。今後は、中核機関で行われる、主に親族後見人、市民後見人に対するモニタリングやバックアップ機能に対して、専門職団体として、ぱあ

となあも含めて、そのノウハウや視点を伝えていくことをやるとともに、特に家裁を交えて、地域における連携ネットワークによる協議で、モニタリング、バックアップ機能の具体的整理、役割分担などが検討されること、それを現実に行っていくことが、不正防止と利用しやすさの調和に資すると考えていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて、川口委員、お願いします。

○川口委員 リーガルサポートの司法書士の川口と申します。

資料6-2を開いてください。

まず、第1として、移行型の任意後見契約の運用の実態ということで、リーガルサポートにおいて、任意後見を確認していった中で、最初に出てくるのは平成16年ぐらいだと思いますけれども、会員の中から、1年半で400万円を超す報酬を受領している任意代理。任意代理というのは、通常の委任契約、当事者間だけでの委任契約を申しております。それによって、1年半で400万円を超す報酬を受領する事件がありました。これに関しましては、受任者が司法書士であり、委任者の判断能力が低下している状況にかかわらず、任意代理を続けることによって、委任者の監督がなかなかできないという状況に陥ったことによるものだと考えております。

それ以降、リーガルサポートでは、契約するときに契約の内容を、立ち会いをもって、当事者間とは別にリーガルサポートがチェックする形、あるいは監督人として入って三面契約でやる。三者の契約でやるということを励行しております。

それと同時に、幾つかのポイントを出しております。

1つは、(2)以下に書いてありますように、②の、単独で任意代理を締結しない。あるいは、必ず公正証書です。

③として、限定的な代理権にする。

④として、必ず次の条項を盛り込むということで、次のページへ行きますけれども、アとして、判断能力が低下した場合には、速やかに家庭裁判所へ任意後見監督人の申立てをする条項。それと同時に、申立てがされた場合には、任意代理に関する代理権は消滅するという形をとっております。

(3)として、発覚した不正事案を考察しますと、まず手持ち資金、小口現金から着手して、後ほど誰も見ていない任意代理で管理している財産に着手する。その後、任意後見あるいは法定後見といった管理監督があるものに移るというケースがあります。管理監督がある者に移るときには、そこには必ず改ざんが生じております。こういったところで、最初に着手するのが任意代理というところがままありますので、ここに関して、今後、不正が発効するときの抑止に対しては、そこに注力する必要があるのではないかと考えております。

次に、2. 任意後見契約の発効率を見てみますと、きょうの資料にありましたけれども、

(1) 累計による発効率、①としまして、今までの閉鎖登記を除く登記件数が12万件ある。②としまして、1のうち、監督人が登記されているものが3510ということで、先ほど3%という話がありましたけれども、正確には2.9%の発効率である。

ただ、これは累計で見ているので、単年度で見ますと、逆に5.2%になるという数字が出ております。

これに関しまして、当法人の発効率を検査してみました。これは、別紙を後で見たいと思いますけれども、平均すると約10.7%の発効率になっております。当法人では、先ほど言いましたように、任意後見、任意代理は密接につながりがあるものとして、例えば東京の支部など幾つかの支部では、3年契約ということで、三者契約でやっておりますので、定期的な発効状況の確認をさせていただいております。そういったようなことで、発効に関しての努力をしている関係かもしれないけれども、10%を超える発効率になっております。この差というのが、私は問題点につながっているかなと考えております。

解決策として、次のページに行ってくださいと、1つは、中核機関が設置されていきますので、そのチームによる見守りができると大きいかなと考えております。チームができたときに、複数の目が入ることの見守りによって、第三者の目による発効が促されることになるかと思っております。

2として、法務局が実際の数、契約等を把握している関係で、法務局の把握しているものを使った適正な把握を確保する何らかの制度。これは、当事者の合意等、いろいろありますので、大きな問題はありますけれども、これを使って何かできないかと考えております。

あと、第三者の目がある任意代理契約という形で、三者の契約を進めていくことを考えております。

次に、後見制度支援信託に関しては、ここに数字が出ております。この数字は、後見の各年の発効申立件数です。これを見ますと、24年までは非常に伸びております。定期的に3000件、4000件ずつ伸びているのですけれども、24年以降はほぼ横ばいになっております。先ほどの後見制度支援信託・支援預金の導入によって、不正が減っているというのは確実な話だと思っておりますけれども、それと同時に、導入された以降、伸びていない。ここは問題点として、私は、1つは、この後見制度支援信託・支援預金、必ず監督がつくという制度が、利用者にとって画一的な取り扱いに見えて、成年後見制度になかなか入っていない点になっているのではないかと考えております。

時間の関係上、ちょっと飛ばしまして、第2の専門職団体における不正防止ということで、5ページに行ってくださいなのですが、こちらで我々リーガルサポートがやっている不正防止対策として、2つ大きなものがあります。

1つは、研修による名簿登載。これは、必ず一定単位を持たないと名簿登載されない。それも、2年に1回更新がありまして、そこで単位数が足りないと、これで名簿から落としてしまうという形になっております。

あと、業務報告、LSシステムというシステムを使いまして、年2回、定期報告という形で報告を受け、なおかつ、その点で業務の修正を受けたり、あるいは疑われる場合には説明を求めたりしております。それと同時に、次のページへ行きますと、就任時から終了時までの報告の仕様が書いてあります。

それと同時に、特定原本確認調査というのをやっております。これは、一定の要件に当たった会員に関しましては、例えば一定期間を過ぎても報告を出さない会員に対しては、特定の原本確認ということで、事務所にお伺いしまして内容を調査するということをしていただいております。それと同時に、全件原本確認ということで、これは事件を持っている会員、全員に対してやっております。もちろん監督がついている案件、あるいは監督の案件は除いておりますけれども、今年度中にほぼ100%実施を目指してやっております。

以下に全件原本確認の詳細が書いてございます。我々の不正防止対策として、こういったようなことをやっております。

以上です。

○新井主査 よろしいですか。ありがとうございました。

次は、土肥委員、よろしくお願ひします。

○土肥委員 弁護士の土肥でございます。

資料6-4をごらんください。パワーポイントに沿って御説明します。

まず、1ページ目の不正防止に向けた弁護士会の取組み～その1～ということで、2014年のいろいろな不祥事の問題に対して、日弁連のほうから各单位弁護士会宛てに要請という形で、以下の要請をしております。質が担保された名簿を整備してください。

早期発見・早期対応のための家裁との対応、調整関係を確立しよう。

弁護士会による早期発見、早期対応のためのチェック・助言体制を整備してください。

家庭裁判所への弁護士会推薦方式を推奨する。

それから、弁護士後見人の研修体制・OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）・相談支援体制等の抜本的強化をしましょうという要請をまず出しました。

2ページ目をごらんください。2017年ですので、3年後ですけれども、改めて、今、申し上げました5項目を再要請したとともに、後見人がやったほうがいいこと、やってはいけないことについてのガイドラインのようなものがあつたほうがいいのではないかという話がありまして、後見人等のガイドラインをつくりましょうという要請をいたしまして、日弁連としてガイドラインの案文をつくりまして、各单位弁護士会に提供しております。それは後に別紙がありますので、ご参照ください。

3つ目に、懲戒事例もチェックして、不適切な弁護士が選任されない仕組みをつくる。それから、会費の滞納があるとか、そういうリスク情報の共有について、家庭裁判所と協議を実施してください。

それから、弁護士成年後見人信用保証制度の検討をしようということの再要請をしております。

3 ページ目をごらんください。その対策をまとめた表でございますけれども、弁護士会の不祥事防止対策で、事前予防ということで、今まで申し上げた、質が担保された名簿であるとか、家裁との情報共有等の関係の確立。それから、弁護士会による早期発見のための体制の整備。家裁に対する候補者の推薦方式。研修体制の強化。後見人等ガイドラインを作成するという事前予防とともに、事後救済ということで、弁護士成年後見人信用保証制度という、故意の財産侵害に対して、3000万円までは保証するという保証制度を、来年度の開始を予定して全国的に検討しております。そういうことで、安心して信頼できる弁護士成年後見を実現したいと考えております。

4 ページ目をごらんください。こういう取組をやってきたのですけれども、弁護士会としては、こういう取組で弁護士の後見人の不祥事の件数は減少傾向にある。ほぼ全ての弁護士会で推薦名簿が作成されて、会推薦方式も定着しつつある。登載要件も厳格化、加重化する方向にあるということです。家裁との情報共有の体制整備も進んでいる。定期報告書を弁護士会でチェックする方向も進んでいる。職務のガイドラインの策定も各単位会で増加しているという評価をしております。

5 ページをごらんください。任意後見の利用促進について、発言させていただきます。任意後見につきましては、今までも報告等ございましたけれども、みずから決めておけるということで、さらなる利用が望まれると考えております。基本計画でもそのように言われております。しかし、皆さん御指摘のとおり、利用者が伸び悩んでいるというのが現状かと思えます。この原因の分析をした上で、有効な対策を立てていくことが必要だと思えます。調査をすべきだということで、今回調査があったわけですけれども、もう少し詳細な調査が必要なのではないかと考えておりまして、原因をもう少し分析することが必要なのではないかと考えます。

6 ページをごらんください。今の弁護士会として、何が任意後見の阻害要因かということですが、周知・啓発がまだ不足している。先ほどの資料にも、平均年齢が82歳でしたか。非常に遅いなど、はっきり言って思いました。60代ぐらいの方が多いのかなと思っていたのですけれども、そういう方に必要性をなかなか理解していただけていないとか、適切な任意後見受任者の情報提供が進んでいない。誰に頼んでいいかわからないというケースも多いと、相談を受けていて感じております。

また、任意後見受任者の人材も不足しているのではないかと感じておりまして、専門職団体としても、ノウハウの蓄積、人材育成が必要と考えております。

もう一つ、自宅住所・戸籍姓問題というものがございまして、特に弁護士後見人のアンケートによれば、任意後見の場合、必ず自宅住所、また戸籍姓が登載されるということで、それが任意後見を避けたいという気持ちになるという結果もございまして、一考していただきたく感じております。

7 ページをごらんください。移行型が移行しない問題と言っているのですけれども、皆さん、いろいろ御指摘があります、いろいろな理由がある場合もあると思っておりますが、任意

後見監督人選任、監督を免れるという目的で、任意の委任契約のままの財産管理を続けて不正が発生するということが、まああるということは、皆さん同じ問題意識かと思います。任意後見の監督人選任申立義務を規定するとか、いろいろやっているわけですがけれども、なかなか根本的な対策にはなっていない。

適切な発効を促すためには、皆さんがおっしゃったいろいろな方策があるかと思うのですが、周りが見守ることも大事だと思いますし、経済的虐待といいますか、不正な財産管理が行われていれば、法定後見の首長申立てにつなげていくことも考えられると思います。

各専門職団体でも、任意後見受任者の養成やバックアップが求められると思っております。

8ページですがけれども、何でもかんでも任意後見ということでもありませんし、何でもかんでも法定後見でもないということで、考え方としては、本人のニーズ・課題の把握がまず最初にあるということを確認しておきたいと思います。それを地域連携ネットワークの中で協議・検討して、その中で下にどんどんおりていくわけですがけれども、見守りをしていくとか、日自につなげるとか、法定後見、任意後見、それぞれ困りごと、ニーズに合ったものにつなげていきますし、一旦見守りしたものが、次に日自に行くとか、法定後見、任意後見に行くとか、バックアップ、モニタリングの体制というのも大変重要だと思っております。

9ページですがけれども、後見制度支援信託・支援預金の評価です。後見制度支援信託・支援預金の取組が広がっているという御報告がございまして、それ自身は、本人が取引していた金融機関を変更しない可能性が広がるということで、個々の弁護士とか、いろいろな弁護士会がありますので、全員がということは申し上げられませんが、ある意味肯定的に全体としては捉えられるのかなと思っております。

ただ、この制度は、皆さんの御指摘にもありましたように、不正防止の効果の反面、本人財産の凍結ともなるということで、本人財産は本人のために活用していくのだという考えを、この取組と同時に、そういう考えなのだ、凍結することがいいことではないのだということをさらに広げていく必要があるのではないかと。

また、利用に適する事案か否か（課題の具体的内容、財産の状況、親族後見人の適格性など）のチェックも重要と思っておりまして、この制度以外のほかの不正防止策についても、何かあれば積極的に検討されることを期待しております。ただし、その場合も、本人の意思を尊重していくこと、個人情報保護の観点、また財産の過度な凍結が起こらないような、何らかの方策も検討していただくと大変ありがたいと思っております。

別紙の後見人等ガイドラインは、先ほど申し上げました日弁連のガイドラインの案でありまして、これに基づいて、各単位会でガイドラインの策定が結構進んでいるということになります。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

これまでは専門職団体の委員からの御発言をいただきました。これからは、専門職団体以外の委員の皆様に発言をお願いいたします。先ほど申し上げましたとおり、お一人3分以内でお願いできれば幸いです。

それでは、一番最初に、本人に近い立場にいらっしゃる委員からお願いするという趣旨で、久保委員、よろしく申し上げます。

○久保委員 全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

私たち親の中で、成年後見のことを全体として考えたときに、PRがまだまだ行き渡っていないのです。研修会で話をしても、必要なのかなというぐらいのことは感じていただいていると思うのですけれども、そのメリットがどこにあって、本人のためになぜ必要なかというところまでなかなか届かないというのがあります。パンフレットを配るだけではとてもだめですし、研修会でいろいろな事例を挙げて、私たちの団体そのものでも研修を積むという感じをしないと、なかなか届かないというのが実感としてあります。

声を上げられない人をどうするのかというのは、育成会、我々の団体でもなかなか拾い切れない部分があります。団体の会員さんであっても、例えば過去にあったことですが、その地域の副会長までおやりになった方であっても、自分のところの困りごとを人に話をしていない。それで、障害のある娘さんを殺して自分も死のうとしたという事件もありましたので、つながっていないのかということとそうでもなくて、つながっていても、自分のところの困りごとを人に言えないという人も結構おられるのです。役員をしていた人でもそうなのです。

ですから、そこをどう重要性を捉えて、救っていくという言い方はちょっとおこがましいですけれども、私たちが仲間として、また周りの方が支える側として、どうフォローしていくのかということとどうしたらいいのかというのは、私もよくわからないままにもんもんとしているというのが現状としてはあります。

その中で、もう一つ踏み込むと、このきょうの課題になっている不正防止とか、そういういろいろな課題があるというのもありますし、成年後見のことをある程度お勉強している方でも、過去の悪い、いろいろな情報がいっぱい入ってきているというのもありますので、メリットもこんなふうにあるのだということと、それから見直しをされて、こういう仕組みに変わってきているのだよという安心感というか。

確かに、まだ課題はあります。でも、それはこういうふうにして認識しているので、変えていこうとしているとか、そういうことまで踏み込んで話をしないと、悪い印象ばかりがあつて、成年後見制度を利用すると、本人の意見は聞いてもらえなくて、見にも来てもらえなくて、お金だけ取られるという印象ばかり、物すごくあるのです。

ですから、そこを何とかうまく払拭しながら、本人のために本当に必要な仕組みなのだとすることをどう伝えていくかというのが、私たちの団体でもそうですけれども、いろいろなところから、見直しもあつて、随分と安心できるようになってきたとか、不正をされ

るといふことも含めて、こういう仕組みもあって大丈夫だよといふことを、もっとちゃんと伝える必要があるなと思っております。

それから、親が後見人になると、監督人がつくのでしょうかといふ話です。みんなそう思っているのです。お金がないから親が後見人をやっているのに、監督人がついたら監督人費用を払わないとだめなのではないかといふところで、また二の足を踏んでいるという状態が現状かなと思っております。

なので、そこをどういうふうに説明しながら、そして負担感を与えないように成年後見を利用してもらえるといふことをどう伝えて、仕組みとしてやっていくのかといふところが、知的障害とかだったら本当に必要な制度なのに進まないといふのが、じれったい思いもしますし、どうしたらいいのだろうかといふことを私たちの団体だけでもできないし、いろいろなところでそうじゃないよといふ安心感を与えるようなことを、もっと進めていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

続きまして、櫻田委員、お願いします。

○櫻田委員 日本メンタルヘルスペアサポート専門員研修機構の櫻田です。

私のほうからは、ちょっと手短になりますますが、周知・啓発のところについて意見を述べさせていただきます。私も久保委員と全く同じ意見を持っておりまして、私が今、支援している方々にも成年後見が必要な方がいらっしゃるのですけれども、御本人がその情報を全く知らないですとか、周りの支援者自身も、成年後見制度という言葉は知っているし、何となく理解しているのだけれども、実際の具体的なところは何をしてくれるのかといふのがわかっていないといふのが、支援の現場の現状なのかなといふところは、まずお伝えさせていただきたいといふところと。

使っていただきたい御本人ですとか御家族に対しての情報がまだまだ不足していると感じておりまして、実際に御家族とか御本人に時々御説明させていただく機会もあるのですが、パンフレットを用いているいろいろ御説明させていただくのですが、それだけでは理解できない部分といふのもすごくあるなといふのは感じておりまして、久保委員もおっしゃっていましたが、悪い面だけが見えてしまって、でも、こういうこともあるのじゃないかといふと言われてしまうと、勧めているこちらとしても二の足を踏むといふか、どういうふうによく説明していいかわからないという現状もありますので、周知・啓発を進めていくためにも、いい事例といふか、使ってこうよくなったこともあるといふものをもう少し表に出しいってもいいのかなと感じております。

実際、個人情報の部分はあるので、なかなか難しいかもしれないですけれども、それを提示することによって、興味を持っていただける方とかは非常にたくさんいると思っておりますので、個別対応とかでいい事例などもぜひたくさん集めていただいたりして提示していただけると、もっと目につきやすいのかなと思ったりしているところではあります。

基本計画の中に、利用する本人への啓発活動とあるのですが、多分、今後の議論になってくるかと思いますが、具体的に御本人にどうやって伝えていくかとか、御本人にどうやって理解してもらうかというところは、今後考えていかなければいけないところかなとすごく感じているのですが、当事者の立場からですと、支援者の方の言葉1つで心が動いたり、ちょっと使ってみようかなというのもあると思うので、支援者の方とか御家族の方はもちろんですけれども、御本人の理解度をどういうふうに見て、どういうふうに制度のよさを知ってもらうかというのは、今後、専門家会議の中でも改めて考えていく必要性があるのではないかと感じているところであります。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

次に、花俣委員、お願いいたします。

○花俣委員 制度の周知のところですけども、資料にも書かせていただきましたように、インターネット広告の実施について、大変効果が上がっているということでしたので、これは引き続き計画・実施されてはどうかと考えています。実は、家族の会の電話相談などにおいても、相談者がインターネットで検索してアクセスされるというのが最近ふえてきています。

特に、こういった成年後見制度というのは、利用者さん御本人、当事者もそうですけれども、御家族の方が心配されていて、この制度はどういうものだろうとこのを知りたがっている方も徐々にふえてきているかと思えますし、あるいは御主人様を看取られた連れ合いさんのほうで、御主人様であったり、連れ合いの方、どちらでもいいのですけれども、自分の今後についてということを非常に気にかけていらっしゃる方からの相談というのもございます。いずれにしても、引き続き、こういった取組は根気強く続けていっていただければと思います。

もう一点、先ほど川口委員のほうから、支援信託の導入移行の制度の利用が余り伸びていないというお話があったのですけれども、支援信託を使うというのは結構ハードルが高いかなと思っていて、その一方で、後見支援預貯金という、それよりは比較的使い勝手のいいものが、徐々に利用がふえてきているということもありましたので、こういった支援信託・預貯金の取組がなお一層進むことも利用促進につながるし、制度の周知のところでは、先ほど使い勝手のいいところがしっかりと強調されるような広報の仕方というお話もありましたので、このあたりについては結構ポイントになるのかなと思っています。

一方で、例えば山間部などにおいては、弁護士さんや司法書士がなかなかいらっしゃらないし、もちろん成年後見センターもない。あるいは、ある市では、この前、本人情報シートの変更がありましたけれども、そういったところに当事者の声が反映されたけれども、反映される過程において、当事者のほうが、あの人たちは好き勝手言っているから、手続が結構面倒になったとか、あるいは医師の責任が低下したりする影響があったみたいなことをおっしゃる方もいらっしゃるという話が漏れ聞こえてきました。

もちろん個人的な見解だろうと思うのですけれども、こういったちょっとした事務的な負担感だけで、本当にその本人の状況がわかりやすくなって、大変いい改定であったにもかかわらず、まだそういった認識が十分浸透していない。そういうことが本当はきちんと落とせば、本人に合った後見制度の活用にもつながるのではないかなと思っています。

もう一点、任意後見とか補助・保佐も、確かに非常にわかりにくいというのと、成年後見制度全般への理解がまだ十分ではないし、後見だけについても、必要に迫られて、やっとな関心を持っているという現状があると思います。そうすると、中核機関の設置とか取組というのがまだまだ十分でない中で、利用者がメリットを感じるというのは先の先になってしまうのかなと思っています。

後見制度の周知の中で、任意後見とか補助・保佐といったものが十分理解が得られるように取り組んでいくというのは、大変重要だと思っているのですけれども、一方で、従前から申し上げている日常生活自立支援事業についての整理ということも、一度きちんとしていただければと希望します。こういったものも必要ではないかなと思っています。

福祉サービスの利用援助を行いながら、日常的な金銭管理を行うという日常生活自立支援事業というのは、認知症の人が特に初期の段階に地域で暮らすときに、もっと活用されていいのではないかなと感じていますし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中で、成年後見制度への橋渡しの役割も担えるのではないかなと思います。よく見られるケースですけれども、成年後見制度だと敷居が高いけれども、とりあえず日自でという流れになるケースも結構あると聞いていますし、何が何でも判断が難しい人まで日自で行こうというわけではないのですけれども、支援の必要な人が地域のネットワークにつながるための役割を担っているのではないかなと思っています。

あと、成年後見制度に限らず、福祉サービスの利用も客観的に必要だと周りが思っているけれども、なかなかうんと言わない人がいるのは同じかだと思います。そういう意味でも、本人自身が受け入れやすい支援を選択できるというように、いろいろなメニューがあったほうがよいのではないかなということ。

それから、認知症の進行によって、いずれ日常生活自立支援事業では難しくなってしまう時期が来た場合でも、例えば日常生活自立支援事業を使っていれば、比較的スムーズに制度の移行にもつながっていくように感じます。それから、日常生活自立支援事業の活用が、補助とか保佐の活用を阻害するものではないと思いますし、むしろ成年後見の利用が必要な人を、地域の中で見つけて制度につないでいくための重要な役割を担っていると感じていますし、初期の方が地域で過ごす際には、この制度をもうちょっと整理して、うまく使っていけるような知恵をぜひとも出していただければと思っています。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

続きまして、伊東委員代理から順次御発言をお願いしたいと思います。

○伊東委員代理 倉敷市長、伊東の代理で参りました本城です。

まず、制度の周知についてですが、先日、本市でも市民モニターへのアンケートを行ったところですが、制度を知っている、あるいは聞いたことがあるという人は非常に多いのですが、相談窓口については知らないという方がまだまだおられるというのが実態です。相談窓口についての周知がまだまだ足りないということは否めませんが、制度の利用の必要性に迫られないと、当事者やその家族の方が相談窓口までつながりにくいということもあろうかと思えます。

制度へのつながりについては、地域包括支援センターや障害者の支援センターなどの相談支援機関はもちろん、御本人の身近で支援する介護や福祉サービスなどの支援者が、制度について御本人やその家族に紹介し、相談窓口を案内することが求められると思います。とりわけ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯もふえる中で、地域包括支援センターについては、権利擁護事業の中で後見ニーズや支援リスクに早期から気づき、制度について紹介、利用の提案、あるいは専門相談窓口へつなぐ役割は大きく、より高いレベルでの基礎知識が求められるものと思います。

また、障害のある方への支援においては、早期から将来の後見ニーズや支援リスクに気づいても、御本人や御家族が納得して制度の利用につながるまでには、的確な説明や、より丁寧な提案が必要になること。また、継続的な支援が必要なことから、障害者や障害児の相談支援の中に、この権利擁護の視点をしっかりと入れていくことが重要だと思えます。

中核機関として、まず必要な機能は、専門相談窓口の確保とともに、そうした初期相談窓口のバックアップや専門相談へのつながり、情報共有や意見交換の場としての地域連携ネットワークの構築にあると思います。任意後見の利用促進については、窓口となる公証役場の設置が市町村単位でないことから、任意後見の相談支援や状況把握まで市町村の中核機関でカバーするまでには、率直に申し上げて相当の努力や工夫を要すると思われま。各地域の専門職団体や家庭裁判所、それから関係機関の皆様には、重ねて市町村への助言や協力、都道府県への提案などもお願いしたいと思えます。

次に、不正防止については、不正が起きない、あるいは起こりにくくする仕組みと、万が一、起きた場合、あるいは疑いがある段階でも、早期に発見・確認し、速やかに対処する仕組み。そして、適切な後見支援をコーディネートする仕組みが考えられると思います。不正が疑われるケースや不適切な支援の相談があった場合、その後見人等に対して確認を求めたり、助言あるいは指導が必要となることもあろうかと思えますが、後見実務のあり方に裏づけされた、何らかの強制力や拘束力、権限がないと、的確な対応をとるのはなかなか難しいのではないかと思います。

以前にも申し上げましたが、市町村の中核機関のみで後見実務に関する専門的な知識や知見まで確保する、担保するという事は難しく、まずは苦情や相談を確実に専門機関へつなぐ役割のほうが大きいかと思います。不正の防止とともに、後見人等による支援の評価については、相談窓口の確保とともに、第三者の目が重要となると思われま。中核機関に後見実務の報告が義務づけられるものではなく、親族後見人への助言においても、

専門職後見人に対する指導においても、専門職団体や家庭裁判所といった実務に精通した専門機関に頼らざるを得ません。

支援者の都合ばかりが優先される不適切な後見支援とならないためには、チームによる支援調整とともに、客観的立場での専門職からの助言や指摘が必要です。後見支援開始時点では、客観性を担保した丁寧な受任調整が重要となり、後見支援開始後においては、支援調整の機会の確保が重要となると思いますが、いずれにおいても、後見支援の検討段階から専門職の助言が欠かせないと思います。要支援者への支援においては、立ち位置が変われば見え方も変わるということはよくあるので、中核機関による後見支援と福祉支援のマッチングが的確に機能するためにも、専門職団体や関係機関相互の積極的なかわりによる多職種間の継続的な情報共有や意見交換の場が重要となると思っています。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて、上山委員、お願いします。

○上山委員 上山です。

まず、不正防止について、お話しします。一般論としては、例えば監督の強化などの不正防止と利用しやすさというのは、トレードオフの関係に陥りがちかと思えます。さらに、基本計画の中でも、もともと不正防止というのは、地域連携ネットワークの整備の効果として位置づけられているという側面もあるかと思えます。これを考え合わせると、不正防止というのは、もちろん重要な政策課題であるということは十分理解しているわけですが、これが余り前面に出過ぎてしまうと、本末転倒になるリスクがあるのではないかと、このことを指摘しておきたいと思えます。

具体的には、不正の発生をゼロにしようとする日本的なゼロリスク思想ではなくて、むしろ一定の不正事案の発生は前提とした上で、そこでいかに迅速かつ適切に被害をリカバリーできるかという視点に重点を置いて、制度設計をすることも考えてみてよいのではないかと考えています。冗談半分であえて極論を申し上げれば、そもそも成年後見の利用がゼロになれば不正もゼロになるわけですが、これでは身もふたもないということかと思えます。後見の実需要というのが、少しずつですが、ふえている以上は、中核機関の適正な運用に加えて、家庭裁判所の予算拡充と人員強化という王道も検討するべきではないかと考えています。

2つ目です。任意後見の利用の促進について、ドイツの利用状況と簡単に比較したいと思えます。ドイツでは、2005年から任意後見の正式な登録制度が開始されていますけれども、日本と比較するために直近の2018年のデータを見ると、2018年の新規登録件数が38万2029件で、実際に登録されている登録件数が、2018年末の時点で418万4451件ということになっております。先ほど法務省のほうから日本のデータを御紹介いただきましたけれども、ざっくり申し上げると、人口1000件比で比較すると、日本は人口1000人当たり1件程度に対して、ドイツは人口1000人当たり52.9件、つまり53件の利用ということになります。

50倍以上の利用率の差というのを、制度の周知という手法だけで果たして埋め切れるのかということには、いささか疑問の余地がありますので、弁護士会のほうからも指摘があったかと思いますが、阻害要因について、もう少し具体的な分析が必要ではないかと考えております。

これと関連して、最後はお願いという形になりますけれども、今回、法務省のほうからより詳細な調査をいただきまして、大変勉強になりました。任意後見の受任者に関して、約1900件という母数のデータではありますけれども、親族7割というデータが示されたのは非常に貴重であったかと思えます。欲を言えばということですが、できれば効力が既に発生している事案について、監督人の属性と受任者、任意後見人とのクロスのデータを見てみたいと思えます。

それは1つには、実際の任意後見の利用のコストを見ていくためには、受任者属性と監督人属性とクロスして見ていかないと、なかなかはっきりしたことがわからないので、経済的な要因がもし阻害要因の一つになっているとすると、そのあたりのエビデンスが必要かなということがございます。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

次に、河村委員代理の菊池さん、お願いします。

○河村委員代理 東京都奥多摩町町長の代理、福祉保健課長の菊池でございます。

まず、周知の面ですが、私どもや小さな町村では、高齢化率、独居率が非常に高く、この制度は特にこれからますます重要で、利用者もふえていくのではないかと考えられます。しかしながら、その私ども行政職員や社会福祉関係、社会福祉法人の職員、また民生・児童委員などは、この制度の理解度・認知度がまだまだ低いと思われれます。なお一層、そういった社会福祉に携わる方面の方にも、ますます力を入れて周知・徹底をお願いするところでございます。

また、不正防止ですが、小規模な町村、特に離島の町村などは、1人の後見人が多くの被後見人を受け持つことも考えられます。そのようなことになると、適切に管理等ができるか、不安である部分もあるということがございます。そういった小さなところでは、多額な財産管理を取り扱う後見人などは、一定期間受け持つと、不正防止のために、交代や更新行為、また調査に入るなどの仕組みといったことも徹底してもらいたいと思えます。

簡単ですが、以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

続きまして、住田委員、お願いいたします。

○住田委員 尾張東部権利擁護支援センター、住田です。

私からは、2点意見を述べさせていただきます。

1点目は、任意後見、保佐・補助の制度の周知と、任意後見に関連する不正防止についてです。広い意味での権利擁護支援を考えると、自己決定を尊重した任意後見制度の普

及啓発や利用につなげることは大変重要であり、利用促進法における国の基本計画にも、補助・保佐と同様に、任意後見の周知活動と相談対応も強化することが明記されています。しかし、当センターにおける平成23年のセンター設置当初の行政の考え方は、任意後見制度については、みずからの権利擁護について、将来に備える能力と資力がある方に対して、公的財源を使ってまで支援することは難しいという見解でした。

提出資料6-3にも書いていますが、行政が設置、または委託する中核機関や権利擁護支援センターなどは、権利侵害からの救済、みずから声を上げられない人の支援を優先して、保佐・補助を含めた法定後見制度の業務が中心となると思われます。しかし、中核機関に相談に来られる方は、先ほど池田委員の意見にもありましたように、子供や親族がいない、または親族がいても疎遠になっている、頼れないなど、市町村長申立てがふえている背景と同様、親族の支援が期待できないひとり暮らしの方など、将来の不安を解消するため、任意後見制度を活用したいと考えておられる方がおります。

当センターでも、ことし4月から11月まで8カ月間で30件の任意後見制度の相談がありましたが、契約締結まで至ったのは1件です。なぜ進まないのか。費用の負担がネックになっています。任意後見の移行型で専門職へ依頼する場合には、見守り期間の委任契約などに関する費用、契約締結後の任意後見人報酬、さらに監督人報酬と、費用が二重、三重とかがかります。そのため、たとえ早期から相談しても、費用面での利用が困難です。

そのようなニーズに対応するために、社会福祉協議会による先駆的な事例の紹介もありましたが、地域の社会福祉法人などが任意後見制度の担い手として対応していただくことは、専門職の少ない地域などにおいても望ましいのではないかと考えます。すぐには難しくても、中長期的なビジョンを持って地域の社会資源をつくっていくことが望まれます。

そして、不正防止の観点からも、法人であれば専門職の関与を含む組織的対応や、地域でのチーム支援もしやすく、長期にわたる支援も可能です。また、任意後見受任者の7割を担う親族や専門職による不正流用などの課題に対応し、本人の権利擁護を担保するため、法的な整合性についてはよくわかりませんが、実務的には、市町村長による法定後見の申立てだけでなく、任意後見制度における任意後見監督人選任の申立権が市町村長にあってもよいのではないかと考えます。

また、別に、センターには親族後見人が就職時報告や定期報告の書類作成のときに相談に来られます。市役所などに相談に行き、案内されて来所する方が割合として多くあります。中には、数年間、定期報告の促しがなかったことで、不正に流用しており、報告書提出を求められて、慌てて、どうやったら隠せるかという相談に来られる方もおりました。通帳を見れば一目瞭然なので、もう隠せませんよ。お金をどうしたのか、なぜ必要だったのかということを手帳に聞いて、家裁へ伝えることの手帳を整理して、対応策を持って覚悟して報告に行くように背中を押します。

そうすると、すごく怒られましたと報告に来られ、1年間猶予期間を与えられたということで、少しずつ返済しながら親族後見人を続けていくことができる。その期間、センタ

一に財産管理についての御相談があります。そのように中核機関をうまく使っていただくと、親族後見人の方も安心して後見業務が行えるのではないかと思います。

2点目として、相談体制の強化に関連して、家庭裁判所と中核機関との連携についてです。先日、家庭裁判所と家事関係機関との事務打ち合わせの会議がありました。五十数名の自治体関係者や権利擁護支援センターなど中核機関が参加し、裁判官など裁判所職員を合わせると七十数名で、事例を題材として後見人支援のあり方について検討しました。事例の題材は、後見人から裁判所に寄せられる相談で、例えば本人が使用している車椅子を買いかえてもよいか、本人の配偶者の生活費を負担してよいか、本人が入所する施設を変えてもよいかなどについてです。

これらの問題に対する後見人の支援は、個々の事情や背景があり、地域の状況などに応じたチームでの支援が必要で、家庭裁判所に尋ねられても個々の状況がわからないため、後見人の裁量の範囲でどうぞとしか言えないような内容です。そのため、地域の中核機関に相談していただければ、裁量にお任せするのではなく、一緒によりよい方策を検討することができるような中核機関のあり方が求められます。

その場合の監督と支援のあり方について、過去に家庭裁判所から提出された資料では、家庭裁判所における監督は、後見人の権限外の行為を対象とした解任事由の存否を確認し、解任や追加選任などを検討する。中核機関による支援では、後見人の権限内の行為を対象として、行為の相当性について助言・サポートするとあります。この整理はよくわかるのですが、監督と支援のはざまの部分などは残りますし、後見人の権限内の行為の相当性の範囲の判断が難しい場合や不安な場合には、中核機関から家庭裁判所に相談するなど、ふだんから家庭裁判所との情報などの連携が重要です。この点について、名古屋家庭裁判所では、積極的に連携を図るための事務打ち合わせの会議を重ねています。

これから中核機関を設置するところも多くありますので、他の地域におかれましても、このような取組をできるだけ多く持っていただきたいと思います。

最後に、繰り返しになりますが、現状では後見人が家庭裁判所に施設を変わってもよいかといった相談に、後見人の裁量の範囲で行ってくださいと答えた場合、それが後見人の判断による代行決定を、家庭裁判所の言質をとったかのように公言して、後見事務を行う後見人もいます。家庭裁判所の、後見人の裁量の範囲でどうぞが、代行決定のお墨つきにならないためにも、地域連携ネットワークの強化とチーム支援の推進が重要であり、また、中核機関の設置においては、裁判所との連携を図り、後見人支援機能の充実が望まれます。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

次に、手嶋委員、よろしくお願いします。

○手嶋委員 最高裁家庭局の手嶋でございます。

私からは、不正防止の徹底と利用しやすさの調和に関する③のテーマ、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の普及や運用という点につきまして、意見を申し上げたいと思い

ます。

先ほど最高裁家庭局のほうからも説明がありましたが、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用は、不正事案の発生を未然に抑止することに大きく寄与しているものと考えております。後見制度支援預貯金は、身近な金融機関において利用できる点や、利用に伴う手数料負担はそれほど多額ではないこと、また最低預入金額が低額に設定されていることからしますと、家裁における運用におきましても、比較的柔軟に広く利用することができるのではないかと考えております。

不正防止の徹底と利用しやすさの調和を図る観点から、取扱金融機関がさらに増加するよう、先ほど金融庁のほうからも重点課題として取り組んでいただいているという御説明があったところではありますが、引き続き関係省庁や金融機関の方々におかれましては、その方向で取組を進めていただけたらと考えております。

また、先ほど法務省からは、保佐・補助制度のもとでも利用可能な預貯金管理制度が今後検討される予定であるという御説明がございました。保佐・補助類型では、現在、後見制度支援預貯金等を利用できない仕組みになっており、保佐・補助類型における不正防止のための取組の選択肢は、後見類型に比べると少ない状況になっております。

これらの類型では、御本人が一定の法的な行為能力を有することを前提にすることになりますので、これをどのように預貯金の引き出し等の仕組みに反映するかといった、検討すべき法的な課題もあるのではないかと考えられるところではありますが、保佐・補助類型でも後見制度支援預貯金等が利用できるようになりますと、専門職を監督人に選任するまでもなく、不正防止を図ることができる事案も増えるように思われますし、御本人にとって、消費者被害などから財産を保全できるといったメリットも想定できる場所と思われれます。また、保佐人や補助人の財産管理の事務負担自体の軽減にもつながり、保佐人・補助人には、身上保護をはじめとする、その余の事務に集中して取り組んでいただくことが可能ともなります。

このあたりについては、先ほどから制度利用のメリット、デメリットについての整理、周知が必要だという御指摘がいろいろな委員からもあるところです。支援信託・支援預貯金等が、ある意味、制度利用のハードルになってしまう可能性もあるという御指摘が川口委員からございましたし、また土肥委員からも、本人財産の凍結となる面があるという御指摘もあったところです。

この点については、土肥委員の御指摘の中にありましたように、本人財産は本人のために利用する、「活用する」という考え方を広めていく必要があるというところに尽きるのではないかと考えております。裁判所としましては、絶対に支出しない方向で本人の財産を管理すべきと考えているわけではなく、まさに本人にとってメリットのある方向に「活用」していくというところを考えていきたいところでございます。きめ細やかにニーズに基づいた適切な管理をしていくためには、先ほど住田委員から事例方式の御案内の中で、車椅子の買い替えの御相談の事例の御紹介がありましたが、その点とも共通する部分があ

るように思います。まさに、専門職も入っていただいた中核機関及び地域連携ネットワークの中で、いろいろ御検討いただき、それと家庭裁判所も連携していく形の中で、御本人にメリットのある運用を考えていけるのではないかと考えております。

今、申し上げたような観点からも、後見制度支援預貯金の利用を保佐・補助類型にも拡大させようという動きは有意義であると考えておりますので、関係省庁、金融機関の方々におかれましては、保佐・補助類型への後見制度支援預貯金の活用に向けた積極的な検討をお願いしたいと考えております。また、最高裁判所としましても、関係省庁等の取組に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

続きまして、水島委員、お願いします。

○水島委員 私からは、今回の不正防止、制度周知に関しての話もありますが、全体のこれまでちょっと言えていない部分も含めて、3分程度でお話いたします。

まず、今回、さまざまな普及啓発あるいは不正防止の観点のお話がありましたけれども、結局のところ、ご本人さんにとってみると、ご本人が利用したいと思えるような制度・運営にしないと、どれだけ普及啓発を図っても、わかりやすく説明したとしても、結局、本人や周囲の支援者に届かないのではないかとこの感覚があります。例えば、ご本人さんが自分で利用したいと仮に思ったとしても、制度上の制約として、ご本人さんの状況の変化がなければ、一度利用した制度をやめるとか、そういうことが容易にはできない。あるいはネガティブイメージといいますか、実際の運用が招いた結果でもあるのですけれども、お金を管理されて自分で使えなくなってしまうとか、勝手に自分のことを決められてしまうというイメージがある。

ですので、現状の制度のまま普及・啓発を図ったとしても、うまくいかないのではと思います。その意味で、制度的な部分の改善、それから運用の改善等を進めていく必要があると考えます。

この点に関しては、成年後見制度利用促進基本計画の中では、現行制度の運用で何とかしようというところが見受けられますが、国連障害者権利委員会から締約国に対する事前質問11項 a、b をごらんいただければと思いますけれども、民法改正も含めた法改正が避けられないのではないかと考えられます。また、民法だけではなく、成年後見全体を見れば、関連するほかの制度、例えば、日常生活自立支援事業関係の社会福祉法、生活保護法あるいは生活困窮者自立支援法、消費者法、総合法律支援法など、さまざまな部分も改正に向けた具体的な動きが必要なのではないかと考えられます。

それから、運用の場面においては、現在、厚労省などが発出した意思決定支援ガイドラインが適切に運用されていくことが重要です。もちろん普及啓発も大事だと思うのですが、より重要なのは支援者側の環境整備ですね。支援者側が真摯に取り組んでいけるようにさまざまな環境整備に加えて、意思決定支援における基本的姿勢に根差した実践ス

キルやツールの開発・普及も必要ですし、さらにはガイドラインに沿った支援が展開されているかどうかのチェック体制、あるいはそれを実現できるような支援者、中核機関あるいは裁判所などの人員・予算の拡充は必須ではないかと考えます。

このような成年後見制度そのものの改善及び運用改善が展開されることで、現実にはポジティブな結果が出てくるはずですが、その結果を収集し、さまざまな人の目に触れるような媒体を活用して普及していくことが、結果として制度の利用促進につながり、本人さんにとってもメリットのある制度につながっていくのではないかと思います。

全体的な意見ですが、以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

最後になりましたが、山野目委員、よろしく申し上げます。

○山野目委員 川口委員から400万円という衝撃的な数字の御紹介がありました。②の論点に関連することですけれども、いわゆる移行型の任意後見の事案において、任意代理という概念のもとで、400万円の報酬という名称のお金を取る。これは、不正などという生易しい言葉で表わすことではなくて、経済的虐待そのものであります。高齢者・障害者に対する人権侵犯にほかならないのではないかと感じられます。

こういうふうな事象があるのではないかと疑われる領域について、今般、資料4で御紹介いただいた法務省による調査が、日公連、日本公証人連合会を通じて行われた成果は、大変有益なものでありまして、実情を探る上で、こういう調査が積み重ねられていくべきではないかと感じます。

皆様方御存じのように、移行型の場面におきましては、任意後見契約の締結から任意後見監督人が選任されるまでの間の時期というものが、公的な監督が全く働かないエアポケットになっております。このところを何とかしなければなりません。現在の制度のもとでは、結局のところ、任意後見契約に関する10条1項の規定に基づいて、裁判所が法定後見を発動しなければならないという条件を認定するに当たって、特に必要があるときという要件を克服しなければならないという、この仕組みしかありません。

法文が「特に」という言葉を用いているときに、裁判所にその必要があると認定してもらうには、かなり高いハードルを満たさなければいけないものでありまして、その時点においては、既に利害関係が険しく、任意後見受任者と本人の間で対立状態になっていることであって、もはや手遅れであります。今後に向けてのことを考えますと、もちろんリーガルサポートや弁護士会がこれまで取り組んでこられたことを続けていただきたいと願いますし、それらの御努力を多といたしますとともに、法務局行政に対して、さらなる要望を差し上げていかなければならないのではないかと感じます。

今般、資料4でお調べいただいたような営みを続けていき、上山委員から御提案いただいたような視点も加えていただきたいと考えますとともに、公証人に対する監督、人権侵犯事案への対処、遺言書保管、これらは全て法務省設置法が定めております法務省の所掌業務であります。これらのことを踏まえて、高齢者・障害者の視点というものを、法務局

行政においてどのようにデッサンの中に盛り込んでいくかということをご検討いただきたく望みます。

③の論点につきまして、花俣委員から、後見制度支援信託は少しハードルが高いというお話があり、ごもつものことと感じます。後見制度支援信託も重要でありますけれども、後見制度支援預貯金の今後の進展を期待いたします。手嶋委員から御確認いただいたとおりのような方向で、一層進めていただきたいと思いますのでございます。

①の論点について、保佐や補助の啓発がさらに進められなければならないということは、もつものことであると感じますとともに、愚痴を一言申し上げます。保佐・補助の領域における法律の表現が古めかしいのではないかと感じます。保佐人の同意を要する事項の法律の規定の定めは、明治の時代を思わせる古い感覚が匂っておりまして、甚だ困ったものであると思います。預貯金という、現代の経済生活において欠かすことができないような概念は登場してまいりません。反面において、大修繕をすることという表現が出てきて、まるで夏目漱石の小説に出てくるような言葉遣いがあります。

しかも、法制的な洗練がされておらず、大修繕をすることへの保佐人の同意というものは一体何でしょうか。本人がトンテンカンと工事をするに対する同意を与えるのか、それとも大修繕をする請負契約を結ぶことに同意を与えるのかあたりは、さっぱりわかりません。こんな無責任な法文のもとで、我々は保佐の啓発をしていかなければならないという、この不幸を嘆くほかありませんけれども、考えてみますと、ここで述べても仕方がないことですから、愚痴と申し上げました。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

このワーキング・グループで、私は主担当委員の立場ではありますが、お許しをいただいて、私も発言させていただきたいと思っております。発言というよりは、むしろ金融庁あるいは法務省への質問ということになるかもしれません。

意思能力低下・喪失に備えて、本人が代理人に任意代理権を授与しておくケースについては、あるメガバンクでは11万件あるとの報道に接し、私は大変驚きました。成年後見制度全体の利用数が約21万件ですから、任意代理の利用がある一つの銀行で11万件というのは、極めて大きな数字であり、これでは当然のことですけれども、成年後見制度の利用は促進されないということになります。

私は、個別金融機関の経営判断、金融サービスについてコメントするつもりは全くありませんけれども、あくまでも一般論として質問、コメントをさせていただきます。アメリカでは、金融機関が本人の意思能力喪失後も存続する持続的代理権を有する代理人との取引については、極めて慎重だと言われています。これは、ほとんどの文献がそのように述べています。アメリカの持続的代理権というのは監督機能がありませんので、我が国の任意代理と同一のものと考えてよろしいと思っております。

アメリカでそのような実務的対応をしている理由は2つあります。まず1番目は、代理

人による代理権の範囲外の行為への懸念、2番目は、代理人の本人に対する信任義務違反行為への懸念、この2つです。1については、裁判所が監督している法定後見についても多数の不正事案があるのに、監督が全くない任意代理について不正を抑止できると考える根拠は何か。2については、金融庁が促進している金融機関のフィデュシャリー・デューティー履行の問題です。このような任意代理の利用が金融機関のフィデュシャリー・デューティーには抵触しないのかという疑問が生じてきます。

そこで、私の質問なりコメントは3点あります。

まず1番目は、任意後見制度の活用です。成年後見制度利用促進法あるいは閣議決定した基本計画によれば、当然、任意後見制度の活用が第1のプライオリティになるはずですが、金融庁はその活用に、ちょっと言葉がきつ過ぎるでしょうか、消極的、冷淡なようにも思われるのですが、もしそうだとしたら、その理由は何でしょうか。

2番目は、モニタリング、事後的規制についてです。代理人は親族となります。これでは、不正は極めて発見しにくいわけで、モニタリングの方法というのは何か適切なものを考えられているのでしょうか。

3番目は、金融機関における成年後見制度の利用の案内については、モニタリングされていますでしょうか。当該銀行、任意代理権の利用を勧めるのはいいのですが、他方において、成年後見制度の利用の周知というものを顧客に的確に徹底しているのかどうか。

この3点について、もしお答えが可能であれば答えていただきたいと思います。ちょっと難しいということであれば、持ち帰って後日でも結構ですので、いかがでしょうか。

○金融庁監督局銀行第一課長 金融庁でございます。

特に任意代理、金融庁が消極的というよりも、銀行なり金融機関の方がお客様の資産を預かる中で、トラブルに巻き込まれたくないというのが恐らく金融機関の行動原理だと思っておりますので、そのためには、しっかりした制度をつくっていただかないと、それを前提に、まさにそういう制度をサポートするのが金融サービス業の役割だと思っておりますので、私どもとしてニュートラルというか、そのポジションがあるということではないと理解しております。

個別の金融機関の話で、先ほど任意代理が11万件あると御指摘されましたけれども、私どもの理解といたしましては、何も競合するような商品ではないと思っておりますので、むしろ成年後見制度が使えないような、より早い段階からいろいろ御関心を持たれているような人たちにとっては、代理人指名といった仕組みがあると思っております。

今、私の手元に実際のチラシがございますけれども、見ますと、仮に御本人様に不測の事態が生じて本人の意思が確認できないとか、そういった場合には、成年後見制度というものがありますということが書いてありますし、恐らく実務の中でも、お客様の御本人のステージがいろいろ変わっていく中で、成年後見制度というものを勧めている。実際どれくらい勧めているかは私もモニタリングしていませんけれども、そういった話もございません。そういう意味で、いろいろな理解を深めるために、認知症サポーターといったものも

金融機関も積極的に受講しております。

今度やりますアンケートの中でも、具体的にどんな形で、どういうふうに活用しているのかという、事例だけではなくて、どういうふうに誘導しているのか、どういうふうに案内しているのかといった点も含めて調査したいと考えてございます。

○新井主査 ありがとうございます。

ぜひその調査をよろしくお願ひしたいと思います。特に、代理人に親族が予定されているようですけれども、親族の不正というのは結構多いということもありますので、その辺のこと、それから、任意代理で始まって、後見に移行しているケースがどれぐらいあるのかということ、誰が金融機関に申し出るかということも非常に興味のある点ですので、そういうあたりも調べていただければ大変ありがたいと思います。

さて、それでは、質問なり御意見を述べていただく時間を少しとりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、きょうのワーキング・グループでいろいろ御発言いただきました結果を私なりにまとめて、専門家会議のほうにつないでいきたいと思います。

まず、第1点は、周知徹底、PRの必要性ということです。PRに際しては、成年後見の悪いイメージを払拭するような形が決定的に重要です。それから、成年後見制度には、際立った負担感がないということもPRしたらどうかという発言が多数ありました。それで、インターネットの活用というのは、既に法務省でされているということですが、加えて昨年ソウルの世界会議では、大きな画面を使って成年後見の動画などを使ったものもありましたので、そういうことをこれから図っていく必要があるのではないかと思います。

それで、一番重要だと思ったのは自己決定権の尊重ということだと思いますので、PRする際には、任意後見をとにかく一番最初に持ってくる必要があるのではないのでしょうか。そして、補助・保佐に続くという斬新な考え方があってもいいのではないかと。法務省の今のパンフレットでもそうなっていると思いますけれども、まず後見から始まって、附属的に任意後見を説明するのを全く変えて、任意後見から始めてはどうでしょうか。それが利用促進法の本質でもあると思いますし、障害者権利条約の本質でもあると思いますので、そういうふうなことも含めて、悪いイメージが払拭され、負担感のないようなPRをきちんと行うというのが第1点目のまとめです。

第2点目は、法務省にまとめていただいた任意後見の実態についてです。これは、極めて有益なものだったと考えております。利用者の平均年齢が、任意後見契約を締結する時点が83歳だというのは、予想以上に高いですね。ですから、これをもう少し低い年齢で契約してもらうような工夫が必要です。それから、移行型も全体の4分の3であるということも、そうではない形に持っていくことが必要でしょうし、受任者の7割が親族であるということも新しい知見でした。

そうすると、受任者については専門職がいいのかということについて、土肥委員のほうから、弁護士も活用してほしいような発言がありましたが、ここはしっかりと比較法的な

検討もする必要があると思います。なぜかという、ドイツでは専門職が任意後見人になることは法的には必ずしも前提とはされていません。そういうことも含めて、誰が任意後見受任者として適任なのかという議論をもう少しすることが必要です。ですから、2番目の論点は、いずれにしても、法務省の有益な実態調査を踏まえて、もう少し任意後見を促進するための工夫としては何があるかということ、私たちのほうでしっかり検討していく必要があると思いました。

それから、3番目は、任意後見を発効につなげる手段・方法について、何人かの委員から発言がありました。これも重要な論点だと思いますので、3番目の論点としたいと思います。それで、その中の多くの意見としては、例えば地域連携ネットワーク、チーム対応の中で任意後見契約を発効させる時点を適切に見きわめるという発言があって、これも非常に重要な視点かなと思っています。地域連携ネットワークという、従来、法定後見のことしか考えていなかったわけですが、そうではなくて、任意後見もこの中に組み込んで適切な発効を促すことも必要だろうと思います。

それから、既に自民党からは、法務局の活用という意見も出ていますので、こういうものもしっかり考えてみる必要もありそうです。法務局は、今度の相続法改正で、自筆証書遺言の保管もするようになりましたので、そういう視点からも、こういう提言についても考慮する必要があるのではないかと考えました。

それから、4点目ですが、これは水島委員がおっしゃったことです。それは、障害者権利条約に対する日本としての対応が必要だろうということです。日本の制度には、かなり厳しい目が向けられておりますので、それについて国際的にきちんとした対応をすることが求められているように思いますけれども、これが4番目の論点といたします。

そして、この点に関しては、第1の論点として申し上げた自己決定権の尊重が、日本の成年後見の一番重要なところであり、運用もそうなっているということを対外的にもきちんと言うということが、まず必要ではないかと考えております。

これらの4点を今回のまとめにしたいと私としては考えていますが、もしこれについて、御意見なり御質問、あるいはこういうことは修正したらどうかということがあったら、忌憚のないところをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○法務省大臣官房審議官 先ほど任意後見契約の締結の平均年齢につきまして、データ上、平均年齢が83歳とおっしゃったのですが、平均年齢は約80歳で、一番件数が多いのが83歳ということです。

○新井主査 そうすると、公式見解はどうなりますか。

○法務省大臣官房審議官 見解は変わりません。平均年齢は80歳です。

○新井主査 わかりました。では、平均80ということで統一しましょう。

それだけでよろしいですか。ほかに何か。

ほか、いかがですか。

そうしたら、今、私が申し上げた4つの論点について、事務局とも相談しながら専門家

会議に場を移して、さらに検討するということにしたいと思います。

これでちょうど時間になりまして、本日の議事は、ここまでといたしたいと思います。

事務局のほうから、今後の予定等についての連絡をよろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

本日いただきました御意見は、主査、主担当委員に御相談しながら事務局で取りまとめ、皆様に改めて確認をしていただいた上で、年明けに予定をしております第5回専門家会議の資料としたいと考えております。

第5回の専門家会議では、これまでのワーキング・グループでの議論を踏まえまして、中間検証の取りまとめに向けて御議論いただきたいと考えております。会議の日程、場所等につきましては、追って御連絡をいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様に御確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたします。

以上でございます。

○新井主査 本日は、どうもありがとうございました。皆さん、どうぞよいお年をお迎えいただきたいと思いますし、成年後見の活用にとっても来年がいい年になることを私としては願っています。

どうもありがとうございました。